

要 望 書

地方一般財源総額の充実確保等について



令和7年7月

熊本県八代市

日頃より、本市の行財政運営に関しましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度要望いたしました過疎対策事業債については、令和6年度において要望額とおりの措置がされ、令和7年度の地方債計画においても増加措置を講じていただいております。また、難視聴対策として放送事業者が行うテレビ放送の用に供する光回線利用料についても、通信事業者との協議の場を設けていただいたことで、地方負担額の軽減も実現し改めて感謝申し上げます。

本市におきましては、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興を最優先課題とする中で、少子高齢化への対応や人口減少対策をはじめ、地域福祉の推進や地域経済の活性化、国土強靱化のための防災・減災対策など、本市が抱える地域課題の解決に向け、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

そのような中、国の制度改正等についても適宜対応を実施しているところでございますが、本市独自のシステム運用状況や地理的状況もあり、地方公共団体情報システム標準化において、多額の財政負担が生じる見込みとなっております。

つきましては、本市の実情を踏まえて、下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 地方一般財源総額の充実確保について

2024年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、地方一般財源総額については、「2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針が示されました。

今後も社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任を持って、人口減少対策をはじめとする地方創生に向けた取組や、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災事業、デジタル化、脱炭素化の取組など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、経済、物価動向等に配慮しながら2026年度以降も地方財政計画に的確に反映され、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を充実確保していただくよう要望いたします。

2 過疎対策事業債の確保について

過疎対策事業債については、公共施設の老朽化対策の推進等のため、年々地方債計画額の増加措置を講じていただいていることにより、地方負担額の軽減も実現している状況です。

本市では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用により、令和4年度から鏡町が新たに過疎地域に追加され、要望額が増加していることに加え、令和6年度から8年度にかけて山間部における難視聴対策として、光ファイバ網を活用した放送サービスの導入を計画していますことから、引き続き、過疎対策事業債の地方債計画額を確保いただくよう要望いたします。

3 地方公共団体情報システム標準化について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和7年度末までにシステムの標準化とガバメントクラウドへの移行が義務付けられ、本市においても鋭意取り組んでいるところでございます。

また、令和6年3月、移行費用の財源として、デジタル基盤改革支援補助金の上限を大幅に拡充いただきましたことにつきましては、心より感謝申し上げます。しかしながら、本市が進めている標準準拠システムへの移行に際しましては、依然として上限額を超える費用が発生することが見込まれております。

さらに、デジタル基盤改革支援補助金の対象となっていない「特定の基幹業務システムの標準化に伴う独自施策システムや標準化対象外機能等を実現するためのシステム改修費」や「令和5年4月以降の標準仕様書の改定への対応に係る令和8年度以降のシステム改修時における経費」も発生することが見込まれていることから、今後も相当の財政負担が懸念される状況でございます。

つきましては、「標準準拠システム移行費用のデジタル基盤改革支援補助金」の更なる増額を国の責任において行っていただきますようお願いするとともに「特定の基幹業務システムの標準化に伴う独自施策システムや標準化対象外機能等の改修費」及び「令和5年4月以降の標準仕様書の改定への対応に係る令和8年度以降のシステム改修時における経費」についても補助対象としていただきますよう要望いたします。

令和7年7月

八代市長 中村博生